

がんばってまーす

効果的な「公害指導」ができるように



静岡県富士市環境部環境保全課主査

すぎやま ゆうすけ
杉山 裕亮

富士市は、富士山の南麓、駿河湾^{するがわん}を望む場所にあり、静岡県では東部に分類される地域にあります。現在の人口は約25万人で、富士山周辺に由来する豊富な地下水・湧水資源があること、東京へ約140km、名古屋へ約170kmという立地から、製紙業を始めとした産業や流通の拠点として大きく発展してきました。

有名なところでは、日本全国のトイレットペーパー製造の約3割を富士市が担っていることがあげられます。特にホテルや商業施設などで使用されている個包装のものは、富士市で生産されたものが多いといわれていますので、意外と皆様の周りにも富士市からお届けしたものがあられるかもしれません。



富士市で生産されたトイレットペーパー

さて、私が所属する富士市環境部環境保全課は、大気騒音担当、水質担当、自然保護担当の3担当14名の職員で構成されており、私は大気騒音担当の5年目職員として、大気汚染測定局の運用、届出審査、立入検査、公害苦情相談の

対応などを行っています。公害苦情相談については、年間80件程度、5年間で400件程度を経験してきました。今回は公害対策業務に就いたころの苦労と、自分なりに乗り越えた方法を少し、お話しさせていただきます。

まず、私のこれまでの経歴、と言いますか、バックグラウンドをお話ししたいと思います。もともと私は、コンピュータ関係の民間企業を経由して、新卒より少し遅れた25歳で入庁しました。前歴に配慮いただいたものと思いますが、最初の配属は情報部門で、ここで庁内システムの開発・運用を担当させていただきました。次に、市立病院のシステム部門に移動し、院内ネットワーク回線の再構築や、電子カルテのシステム更新を経験しました。その後、社会教育部門を1か所経験し、当課に異動した形となります。そんなわけですから、もともと、環境に深い知識があったわけでも、苦情相談解決のプロでもありませんでした。

そんな私が、異動後、公害苦情相談対応を始めたときに強く意識したのは、まずとにかく勉強したほうが良いということ。正直なところ、環境法令は黒か白かの判断が難しいものが数多くあり、法令、規則、通知、場合によっては判例まで読まなければ判断が難しいものがあると感じています。また、公害の各規制法には、「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」という前提はありますが、公害発生施設に対する強い立入検査権があります。目的が違うとはいえ、犯罪捜査のために令状を用いて

捜索押収を行う警察官は、半年以上警察学校で教育を受けた上で実務につきます。対して、我々行政職員は配属されたその日から実務を行うことが大半です。知識がないから分からない、という言い訳が許されないところがあります。

とはいっても、業務を行いながら幅広く知識を学ぶにはとても時間が足りません。そこで当時の私は、まず「よくあるケース」への対応方法や、相談者への応対、測定方法などを優先して覚えるようにしました。どの自治体にも「よくある苦情相談」はあると思います。建物が密集しているエリアでは特定建設作業による苦情相談が多いでしょうし、繁華街が多ければカラオケ騒音、臭気を発生しやすい産業や農地が多ければ悪臭苦情相談など…。これらが来ることを想定して、苦情相談があったときに聞きたいこと、その際の話し方、規制基準の有無、測定方法、施設の基礎知識などを整理し、要点ノートを作り、まず、相談者に「この人に任せて大丈夫なのか」と不信感を抱かれないよう、スムーズにご案内できることを目指しました。コンビを組んで対応していた相方が技術面をフォローしてくれたこともあり、着任から半年くらい経つと、うまく立ち回ることができるようになりました。

しかし、2年目を迎え、担当する業務が騒音から大気が変わったところで状況が変わりました。コロナ禍によって交代勤務が導入され、相方に頼ることができなくなってしまったのです。これまで経験したことのない苦情相談に対して、付け焼刃の知識でなんとか相手方を指導する機会が続きました。

そんな中、苦情相談の相手方の企業に規制値を守ってほしいと話に行った際に、こんなことを言われました。「基準を守れていないことは分かった。でも、自分たちでできる限界が今の施設の状況と考えており、どうしたらよいのか具体的に教えてほしい。それが分からないと動けない」。付け焼刃の知識では具体的な対策な

ど提案できず、また一つ壁につき当たったのでした。

ここで、私がとった行動は、自身が担当する法令に加え、関連する分野の知識まで広げて身に着ける、という選択肢でした。例えば、大気汚染防止法のばい煙発生施設については、規制施設の大半を占めるボイラーの構造や燃料のことを勉強して、ボイラー技士や危険物取扱者の免許を取りました。同様に、揮発性有機化合物（VOC）や特定粉じん（石綿）が引き起こすリスクや排出抑制の実務を理解するために、労働安全衛生法の作業主任者講習を受け、衛生工学衛生管理者免許や石綿含有建材調査者の資格などを取得しました。

あえて、資格まで取ったのには理由があります。これらの資格は、そのほとんどが、指導対象企業の労働者を守るための法令に基づく必置資格です。企業の安全・環境・原動部門の担当者は、大抵、これらの資格を持っています。自分も同じフィールドに立つことで、相談者の要請を実現するためだけでも、あなた方の事情も理解した上で改善を提案していますよ、という説明を信用していただき、スムーズに対策を行っていただけることが増えたと感じています。

色々な方法があると思いますが、自分としては、今後も行政の立場として、相手側と対等以上に話せる知識や技能を持てるよう努力し、効果的な「公害指導」ができるよう、日々研鑽して業務に励みたいと思っています。

簡単にご紹介になりましたが、こんな職員もいるんだ、ということで、みなさまのご参考になれば幸いです。



臨海工場群と富士山（初夏）